

専門学校に求められる質保証のかたち

— 職業教育のマネジメントと学校評価 —

関 口 正 雄

学校法人滋慶学園 東京メディカルスポーツ専門学校 学校長

Form of quality assurance required for vocational schools

— Management of vocational education and school evaluation —

Sekiguchi Masao

President, Tokyo Medical Sports College, Jikei Gakuen Educational Corporation

Abstract : Is the social evaluation of vocational schools sufficient? What form of educational quality assurance is required?

The first requirement for gaining social recognition is performance, which is indicated by indicators such as capacity utilization rate, dropout rate, employment rate, qualification pass rate, local employment rate and initial career development of graduates. The second requirement is identity, which must be clearly defined for vocational training programs that are accredited in cooperation with companies. The third is the management of vocational training, which requires the formulation of a medium-term business plan that defines the objectives of training and management, and the existence of a management system that produces results in terms of learning and training. Finally, unlike accreditation evaluation, vocational schools are required to undergo third-party evaluation by an autonomous evaluation organization that the schools establish themselves, and to disclose the results.

The “form of quality assurance required of vocational colleges”, which refers to the above as a whole, specifically means “to produce high performance through the management of vocational education, to strive to further establish an identity, and to widely disclose to society the results of objective and impartial third-party evaluations of these conditions”.

Key Words : Accreditation, performance, identity, management of vocational education, autonomous third-party evaluation

抄録 : 専門学校の社会的評価は充分といえるか? 求められる教育の質保証のかたちとは何か?

社会的評価獲得要件の第1は実績、これは定員充足率、退学率、就職率、資格合格率の他、地元就職率、卒業生の初期キャリア形成等の指標に示される。第2はIdentity。企業等との連携を認定要件とした職業実践専門課程にこそ明快なIdentityを求められる。第3は職業教育のマネジメント。教育と経営の目標を定めた中期事業計画を策定、学修成果を生む管理運営体制であるマネジメントの有無が問われる。最後は、認証評価と異なり専門学校が自ら提起し創設する自律的な評価機関による第三者評価受審とその結果の公表である。

以上を総体として関連づけた「専門学校に求められる質保証のかたち」とは「職業教育のマネジメントにより高い実績を生みまた更なるアイデンティティの確立に努め、それらの状況の客観的かつ公平な第三者評価の受審結果を広く社会に公開すること」に他ならない。

キーワード : 認証評価、実績、アイデンティティ、職業教育のマネジメント、自律的第三者評価

はじめに

令和6年度の学校基本調査速報が8月28日公表された。それによると専門学校(専修学校専門課程)は、令和6年5月1日時点の在籍者(私立のみ)は537,479人で、3,871人増。大学学部(私立)は在籍者2,047,491人で8,394人減。短大(私立)は73,374人で8,125人減となっている。

専門学校は、コロナ過期の留学生入学生の増減という大きな変動要素があるにしても、ここ数年50数万の在籍者数を維持しているようだ。つまり専門学校は、現状において世の中からまずは一定の評価を受けているとしてもよいだろう。

また学校基本調査速報に先立ち、本年6月7日参議院本会議において「学校教育法の一部を改正する法律案」が全会一致で可決された。単位制の導入、専攻科の設置可、「外部の識見を有する者による評価」の努力義務化等、専門学校の高等教育機関としての制度上の整備が進むこととなった。

専門学校にとっては、大臣告示等ではなく、制度制定以来数十年振りに学校教育法において高等教育機関としての制度上の整備がなされたわけであり、この学校教育法改正は、専門学校の制度上の地位向上を大きく進めたものと言えよう。

こうした専門学校の現勢維持に繋がる実績等は他にも多く存在する。また専門学校生が、修学支援制度等の諸制度上の扱いの上で不利益を被ることもほぼなくなってきた。

しかしながら専門学校についてのこうした現状にも係わらず、その社会的な評価、世の中からの信頼はいまだ充分ではないという見方も依然として存在する。

その代表例は、平成26年7月3日内閣府教育再生実行会議「今後の学制のありかたについて(第五次提言)」における以下の見解である。

「専修学校専門課程(専門学校)は、教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていない」

この一文では「教育の質が制度上担保されていないこともあり」と一定の留保は付けつつも、「教育の質の制度上の担保」すなわち大学等の認証評価にあ

たるものの欠如が、「適切な」社会的評価が得られていないことの理由とされている。

言い換えればこの一文は「教育の質の制度上の担保」とは学校種における「認証評価制度」の義務化を指しており、専門学校において例えば就職率や資格取得率の高さや個々の学校における高い学修成果に対する社会的評価は一定程度認められるにしても、制度としての認証評価を学校種として欠いたままでは、「適切な」社会的評価を受けているとは言えないとしているのである。

さらに言えば、認証評価という教育の質保証方式を通じた社会的評価こそが、「適切な」社会的評価の前提であって、学修成果等の実績を基としての社会の評価のみでは「学校種全体に対して通用する客観性、公正性」を欠くが故に不十分ということであろう。

こうした見解に対峙して、大手の専門学校の中には「学校の社会的評価はどれほどの入学者がいるかが明確に示していて、わざわざ面倒な学校評価を受審したりする必要はない」とはっきり表明する学校もある。このような見方は、専門学校全体に対しても存在する。

社会において一時期はその役割が明確であったとしても、社会の変化によりその役割、存在理由が希薄になれば、社会的評価を失うこととなろう。そうした社会的評価の段階的な希薄化は、何よりもその学校種全体においての経年に亘る入学者減という形で表れるのではないか。入学者が減少し続けるということこそ、個々の学校においてもまたその学校種自体の端的な社会的評価の低減化の証であろう。

現に認証評価制度を有する学校種においてそのような減少が見られるのであれば、認証評価の存在それ自体は、学校種の社会的評価維持には貢献していないのは明らかとみることもできるであろう。

言うまでもなく専門学校は大学制度の外側に存在している以上今後も大学のような認証評価が導入されることはないと思われる。

では専門学校にとって、認証評価について言われるような客観性公平性を持った評価をどう位置付け、それを構築すべきなのか。実績などを基に積み上げられつつある社会的評価をより確実なものとするための専門学校教育の質保証のかたちはどのように考えられるべきなのか、以下検討してみたい。

1. 専門学校の教育の質保証における観点

(1) 実績

実質的な学修成果としては、就職実績や資格合格実績などがまず挙げられる。

また別の角度からは、地元就職率の高さも最近注目されることが多い。文部科学省調査¹⁾によると都道府県平均値で、大学の県内企業就職率が43%であるのに対し、専門学校は68%である。実際地元就職率の高さを根拠に職業実践専門課程の学生に向けた補助を行っている都道府県に対して令和4年から特別交付税措置が実施されており、その数は令和5年度35都道府県にまで拡大している。

また専門学校卒業生の専門学校への評価として、卒業者の76.2%が専門学校時代の学びが「充実していた」と回答している調査結果がある²⁾。大学卒業生では全体として76.4%であり充実度はほぼ同等だが、専門学校在籍者との重なりが比較的多いと思われる偏差値44以下群では、63.5%と差がある。

これらの実績については大学等と比較されることが多いが、これは高校新規卒の進学先としての学校種間の比較である。これに対して専門学校は職業教育機関として社会人を受け入れており、現在国の重要施策である‘社会人の学び直し’への貢献において大きな成果を上げていることを指摘しておいた方が良いでしょう。

社会人とはこの場合単に高等教育機関等既卒ということではなく、仕事の経験があるまたは現に仕事をしている人を指す。その専門学校における社会人在籍者は、令和3年度41,000人ほどである³⁾。大学における同様の在籍者もほぼ4万人（通学のみ）であるが、学びの内容は様々で特定の職に就くために入学している在籍者は多くないと思われる。

そもそも‘社会人の学び直し’が国の重要施策であるのは、慢性的な人手不足に対し、より自分に合った、働き甲斐のある仕事への転職といった人材流動性の促進や現職における技術・知識の向上を図って労働生産性を上げることが重視されているからである。

であるなら、専門学校の社会人在籍者がほぼ上記の転職や知識技術向上をその入学動機としていることが明らかである以上、そうでない大学と比して、この国家課題に対する両者の貢献度の差は明白であ

ろう。以上のことは、専門学校の実績という観点からは広く認識されるべき事実である。

(2) アイデンティティ

・専門学校の制度上の分かりにくさと職業実践専門課程の明快さ

専門学校はその定義上、分かりにくさ・曖昧さを残している。というのも専門学校は、その定義から見た場合、必ずしも職業教育に特化した存在とは言えないからである。

学校教育法124条において、専門課程を含む専修学校の定義は以下のとおりである。

「第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うものは、専修学校とする。」

これに対して専門学校の内で職業教育に特化された課程として、平成25年文部科学省告示により職業実践専門課程が以下のように定義されたのである。

「職業における必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの」

そして職業教育における質を維持・向上し続ける制度的な仕組みとして、企業と連携した授業科目の開設その他の教育課程の編成や実習、実技、実験又は演習の授業等の実施等を認定要件として定めたのである。

このように職業実践専門課程の誕生は、職業教育機関としての専門学校の定義上の曖昧さを払拭し職業教育に特化した教育機関として専門学校を規定したこと、また企業等との連携を認定要件とした職業教育思想を確立したことにより、専門学校（＝職業実践専門課程を持つ専門学校）のアイデンティティ＝存在理由を明確にしたと言えるのである。（次頁図参照）

さて昭和51年に制度化された専門学校についてはこの間大学との格差是正という観点もあり、専門

職業実践専門課程における職業教育の考え方

(Competence→Learning Outcomes→Curriculum)

学校の制度的地位向上を目指す動きにおいて、専門士の称号付与や大学編入学などに代表されるような大臣告示による様々な制度上の改正が行われてきた。良かれと思って進められてきた改正であるが、一方で専門学校制度を複雑に分かりにくくしてきた面があることは否めない。

こうした政策アプローチについては次のような指摘がある。

「専門学校における多くの政策がその教育の質の充実・向上・保証に寄与するものであるとしても、逐次的に一部の卓越した課程を選択してそれを認定していく政策アプローチは、制度の可視化を高め、他の制度との接続関係を豊かにして柔軟な学修とキャリア形成のための制度となり得ているのかどうか、疑問なしと言えないところである。」⁴⁾

・今後の政策的アプローチの方向

専門学校の制度上の分かりにくさを少しずつではあるが解消していく道はあるかもしれない。そしてその解消の方向が職業実践専門課程にすべての専門学校が統一されることになれば、制度の分かりやすさと職業教育機関としての明快さが合わさることになり、政策アプローチとしては、その統合を目指したいわけだが、これは現状の複雑さを考えると現実的とはとても言えないだろう。まずはその調整に果てしない時間を要するだろうからである。

制度上の分かりにくさの解消努力を怠るわけではないが、専門学校のアイデンティティの明快さの確保・強化が社会の信頼にとって有効と断じ、職業実践専門課程を持つ専門学校の振興を優先して進む他はないと思われる。そしてこの方向は、全国専修学校各種学校総連合会（以下 全専各連）の現在の路線でもあるのである。

次に、職業実践専門課程を有する専門学校の職業

教育機関としてのアイデンティティをさらに明確・強化し、社会の信頼を獲得する要素について見てみよう。

・高度な職業教育を行う学校であること

今回の学校教育法改正では、「特定専門課程（一定の要件を満たす専門課程）の修了者（中略）は専門士と称することができることとする（131条の2、132条）」とされた上で、「高度専門士の称号は、一般の学校教育法の改正により法律上位置付けられることとなる専門士の一類型として、今後、学校教育法体系の中で省令等において規定することを検討していること（「学校教育法の一部を改正する法律の公布について（通知）」令和6年6月14日）となり、高度専門士の称号が学校教育法に位置付けられることが確実となった。

また令和5年6月に公表されたOECDのISCED（国際標準教育分類）において、高度専門士課程は、これまでの3年制までの専門課程と同じ第5段階から大学学部と同じ第6段階と認められた。

つまり専門学校は4年制の課程において「高度な職業教育を行う機関である」という社会的な評価を得ていく点について制度的に大きな進展があったわけである。

こうした国際通用性の確保は、国内外の認知向上によって専門学校の社会的な信頼の向上に繋がっていくと思われる。実際、今後は海外の日本留学希望者からの反応を強く惹起することも予想されよう。

これらの動きに備え専門学校としては、高度専門士課程の現状について分野ごとに高度性の意味付与がどのような学修成果目標によるものなのかを調査把握することがまずは必要である。その上で高度専門士課程の有力な分野ごとに、卒業時点の標準的な学修成果レベルを明確にしていくことが求められよう。

その結果それらの到達点は2年制や3年制課程の

ものとどう異なるのかも明らかになるだろう。

・社会人の学び直しの主役としての教育機関であること

日本において社会人の学び直しは何故重要なのか？答えは明白、現在の人手・人材不足に対する有力な対処策とされているからである。生産年齢人口が減少の一途を辿る中、外国人労働者増、女性や高齢者の活用といった労働生産人口を直接増やす施策の他に、国内外の人材流動性を確保し、誰もがより自分に相応しい職に就くことや自らの仕事能力を高めることによって労働生産性を高めていくという施策が有力視されている。

この社会人（現に職業についているもの、退職した者）の学び直しの主役は専門学校に他ならない。先に見たように専門学校の社会人在籍者は、約4万1千人。大学学部（通学）もほぼ同じ4万人台である。しかし、その中身を考えれば、大学の社会人学生は、特定の職業に就くために入学したとか現在の仕事能力を高めるために入学したのことが多いとは考えにくい。これに対して、専門学校の入学者は、ほぼ上記のような仕事のためをその動機としていることは間違いない。つまり専門学校こそが社会人の学び直しの現に主役であり、このことをもっと認知してもらうことは、アイデンティティの強化に繋がることなのである。

専門学校がこの社会人の学び直しにさらに貢献していくためには、まず専門学校がこのマーケットへの対応を職業教育機関として自らのもう一つの重要なミッションと深く位置付けることが重要である。また高度専門士課程のような社会人の学び直しに対応し得るようなプログラムの開発・提供もより活発化しなくてはならない。

さらに今回の学校教育法の改正において、高度専門士課程の実質上の区分制導入である専攻科設置も学び直し対応の間口を広くすることに役立つだろう。専攻科の設置が許されるのは差し当たり、あはき（あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師）分野の教員養成課程、看護師＋助産師、自動車整備2級＋1級の3分野で、専攻科にあたる課程に法的な根拠があるものからということになった。しかしこの範囲に留まっていたら区分制の導入の意味がな

い。今後は専門学校側も先に指摘したように高度専門士の実態調査結果を踏まえ、社会人にとって魅力ある専攻科の分野において、その学修成果目標の標準化、可視化に、各分野が結束して努めていくことが大切である。

（3）職業教育のマネジメント

専門学校が社会の信頼を得るための立脚点として、第1に訴えるべき実績の発掘・整理・明確化、第2に職業実践専門課程を持つ専門学校のアイデンティティの明快さとアイデンティティの更なる強化について述べてきた。

第3は教育の質を維持・向上し続けることができる学校としての信頼ということになる。その信頼は、個々の学校が教育の質を維持・向上し続けるための制度的な仕組みを有し、実際に機能するべく努力しているかに懸かっている。

・大学における「教学マネジメント」

さて専門学校における「職業教育のマネジメント」の概念とその必要性の提起は、大学における「教学マネジメント」概念の提起に起因している。

文部科学省は中央教育審議会大学分科会・将来構想部会合同会議（平成30年11月20日）において教学マネジメント特別委員会の設置を決め、以降同委員会の検討を経て、大学分科会として『教学マネジメント指針（以下「指針」）』を発表した（令和2年1月）。

「指針」において、教学マネジメントは「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営と定義でき、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。」とされた。

最重要ミッションである教育については大学自らの責任で、点検評価、改革・改善に努め、その質を保証する内部質保証体制の確立が必要とされている。

「指針」における教学マネジメントの定義から、内部質保証体制の確立の前提としてそのために求められる実質的な取組内容とこれに取り組むための管理運営体制こそが教学マネジメントと捉えられていることが窺えるのである。

・専門学校における「職業教育のマネジメント」の概念と必要性の提起

以上の大学における教学マネジメント概念の提示を受け、専門学校においても、令和2年度の専修学校における質保証向上に関する調査研究協力者会議（令和3年2月18日）において「職業教育のマネジメント」の概念が、関連資料により説明された。

また同協力者会議令和3年度の議論を踏まえて発出された「今後の専門学校における職業実践専門課程の充実に向けて（とりまとめ）（以下「とりまとめ」）」においては、職業教育のマネジメントの概念、必要性について以下の言及がある。

「職業実践専門課程の充実を図るとともに、専門学校における職業教育の質向上を実現するためには、関連分野の業界・企業等と組織的な連携体制を構築し、学校が有する様々な教育資源を効率的・効果的に活用するとともに、PDCAサイクルを確立させながら、「職業教育のマネジメント」を行うことが重要である」

「職業実践専門課程の充実に向けたPDCAを回し、職業教育のマネジメントを効果的に発揮するための基盤的要素として、組織的な教員体制の構築が必要である」

「職業実践専門課程の充実と併せて職業教育のマネジメントを確立させるためにも、専門学校全体の経営基盤の強化が求められることから、専門学校においても中期的な事業計画の策定が必要である」

・職業実践専門課程における「職業教育のマネジメント」の特徴

～職業教育のマネジメントは企業・業界に開かれていること～

先に見たように職業実践専門課程における職業教育の考え方・思想は、教育課程の源泉は学校の外の業界にあり、その業界・職種における人材像・人材要件であるとするにまずは示される。この点で、学問研究における体系を教育の源泉とする大学における言わば「閉ざされた」教学マネジメントのありかたとは異なっていると言える。

職業実践専門課程の「職業教育のマネジメント」は、「職業・業界で必要な技能・技術・能力」を探り、そこにおいてどのレベルまでを学修目標を定め

ることとするかを出発点としている。

個別職業・業界において求められている人材要件・人材像は所与のものとして存在しているわけではない。国家試験のある分野においても、指定規則やガイドラインが示しているのは教育上の個別要素であって、職業の人材要件に応じる育成人材像が示されているわけではない。したがってどのように育成人材像を業界側との関係性において探り定めるかは学校が独自に取り組みなくてはならないマネジメントということになる。業界にどのように働きかけるのか、分野の学校団体に、または業界もしくは業界団体に人材像・人材要件の開示を求めるよう動くのか、いずれにせよ個別企業から聞いたというだけでは学修目標の妥当性・客観性を担保できないだろう。このように職業実践専門課程のマネジメントは学科の出発点である育成目標設定自体が、学校内部では完結できない「外へと開かれたマネジメント」なのである。

さらには、以下に示す教育課程編成や企業等における実習等の認定要件の実行も含め職業実践専門課程のPDCAのすべての局面は、企業等へと開かれたものであり、そのことは、職業実践専門課程の「職業教育のマネジメント」の根幹を示す特徴である。

・職業実践専門課程の認定要件におけるマネジメント

① 教育課程編成委員会

学科ごとに当該分野の業界から委員を入れ学校側委員と一緒に教育課程編成に当たる委員会、職業教育のマネジメントの中心の一つである。

このマネジメントに当たっては、まず学校、学科において企業と連携した教育課程編成体制が存在し年間を通じて活動していること、その上でこの年間で委員会に委員会の役割が明確に位置付けられていることが重要である。年に一、二回の委員会が単発的に開かれるだけでは、十分な成果は得られない。

また業界側の委員は、業界が求める人材像・人材要件について、自身が所属する企業等におけるそれらに拘らず広く公平な見識を持つ人物を発掘・選定しなければならない。

② 企業等と連携した実習

職業実践専門課程の最も重要な要件の一つである。ここにおいて企業側は単なる協力者ではなく、

学校側と同じく教育する者の立場に立ち、実習を設計し指導し評価することが期待される。この場合マネジメントの観点から、実習の意義、学校側・業界側の役割、評価の方法、学生の学修指導方法、学修の進捗状況の把握等を明確化した実習ガイドラインの作成が不可欠である。いまのところ、一部医療系を除いてこうしたガイドラインは存在しない。

また企業等と連携した現場実習について、専門職大学においては4年間で600時間以上という規程があるのに対し、職業実践専門課程では総量は定められていない。専門分野ごとの事情に配慮する必要があるとはいえ、認定要件の明確化のためにも実習総量の問題を検討すべきだろう。

③ 企業と連携した組織的な研修

職業実践専門課程において教員の要件定義はなされていない。実践的な職業教育を担う教員の中核は、当該分野の知識のみならず実務上の卓越性を持った人材であることが望ましいとされている。しかしこの実務卓越性を分野共通のものとして定義することは困難であったため、職業実践専門課程の教員要件の定義は見送られ、替わってこのような組織的な研修を教員の認定要件としたと思われる。本来は定められるべき教員像・教員要件が不明なことは、教員のマネジメント全体に負の影響を与える。

そもそも教員については、教員の採用、育成、配置、評価と処遇をトータルに制度化しマネジメントすることが求められ、その制度において育成の一要素として研修が体系化されなければならない。研修は教員養成の一方法に過ぎないのである。それ故、この認定要件は「職業教育のマネジメント」として教員という領域を捉えるとき、教育課程編成や企業実習と比べて根本的な視点を欠いていることになる。

また教員のマネジメントの中の「教員の配置」は、非常勤講師も含め教員の専門性、授業経験、指導力を勘案して、学科として高い学修成果が期待でき当該科目に最も適切な教員を充てていくものである。このようなマネジメントは、大学においては実現が現実的に困難と思われ、それだけに専門学校に優位性のあるマネジメント領域と捉えるべきである。

・「職業教育のマネジメント」には教育を支える運営・経営が含まれる

大学における教学マネジメントは、「内部質保証

体制の確立の前提として、そのために求められる実質的な取組内容とこれに取り組むための管理運営体制」と捉えられている。その範囲は、「最重要ミッションである教育」に限定されている。

これに対して専門学校においては、PDCAサイクルを支える基盤として「組織的な教員体制の構築」や「経営基盤の強化」が言われ、さら教育に関する「中期計画」ではなく教育を支える組織や経営を含む「中期事業計画」の必要性が示されているのである。

教育活動を支える運営・経営等のマネジメントにおいて、マネジメントである以上当然求められるのは明確な目標の提示である。専門学校の経営では、まずは毎年適切な剰余金を生み出すことが重要だが、学生募集においては専門学校の学科に対応する職業分野・業界の状況に影響を受けやすい。こうした変化に対応するためには、好調なときにしっかりと財務基盤を確立しておくことがまずは大切である。その上で将来の変動に備え新しい学科や特徴のある教育要素とそれに応じた施設設備や教員採用への投資が必要となる。その場合大きな投資であれば、単年度決算では赤字となることもある。

経営者は学校の理念目標に基づき、こうした中期の事業目標を明確に示すとともに、その実行を担保するための計画であるところの中期事業計画を策定することが大切である。

また専門学校は、大学等と異なり経常費の助成を受けておらず単年度の収支相償をさほど気にせず一般企業におけるような積極的な投資による事業活動を行い得る。つまり、しっかりとした目標と実行が担保された中期事業計画が立てられていれば、単年度の赤字は言わば「健全な赤字」と捉え前へ進むことができるのである。

こうした専門学校の経営の企業的な特質を踏まえ、理事長や校長等の経営陣には明確な目標提示をはじめとするリーダーシップが強く求められる。そしてまた多様化した専門学校の学科を管理するには、学科長によるマネージメントとリーダーシップが重要となっていくのである。

(4) 第三者評価

社会的評価・信頼獲得のために、最終的には学修成果とそれを生み出す学校の体制を客観的に公平に

かつ透明性をもった第三者評価機関による評価を受審し、その評価結果を社会に向けて明示していくことが重要となる。

今回の学校教育法改正では、新たに132条2において専門学校の自己点検評価が義務化された。また第三者評価に当たる「外部の識見を有する者による評価」が努力義務とされたのである。

さらに先に述べた専攻科を有する専門学校や外国人キャリア形成促進プログラム認定校（令和5年度は188校）等について、先行的な義務化が検討されている。

また専修学校の学校評価の根拠法が、従来の小学校等の学校評価について定めた42条（専修学校の自己評価は、この小学校の定めに基づくとされた）から、専門課程のみ132条2に変更になったことなどを受け、現行のガイドラインを改訂し新たな専門学校の学校評価の在りかた等を示すことになった。

大学などにおける認証評価は、国によって認定された認証評価機関が一定の評価基準を持って、学修成果を生み出すための大学としての機能を有しているかを評価するもの。そしてそれらの評価結果が大学として個別にまた評価団体からも公開されることによって、社会に対し教育の質を学校種全体としても保証することになるのである。

専門学校においても、このような学校評価の機能によって質の保証をすることがやはり求められると考えるべきだろう。この機能としての第三者評価は、客観的で公平なものという点で社会の信頼を得られるものでなくてはならない。

大学などでは、認証評価機関は国に認定されるという点で客観性等は担保されると思われるが、専門学校の場合はどうだろうか？

・専門学校の第三評価機関設立は自発的なもの

現在専門学校を対象とした主な機関別第三者評価機関は、特定非営利活動法人職業教育評価機構と一般社団法人専門職高等教育質評価機構である。どちらも専門職大学の分野別評価機関でもありそのため認証評価団体ともなっている。しかしこれらの評価団体の専門学校を対象とする第三者評価は、認証評価ではない。従って専門学校の第三者評価自体の社会的信頼性はこれらの評価団体が認証評価団体であ

ることによって必ずしも担保されるわけではない。

専門学校の第三者評価は、学校教育法改正によって努力義務化されたとはいえ依然として自主的なものであるし、専門学校の評価を行うことにおける評価機関の信頼性もまずは専門学校がこれを支持するかによるこれまた自主的な評価・信頼なのである。

そもそも職業教育評価機構を例にとってみても、その評価機関としての立ち上がりは東京都専修学校各種学校協会（以下 東専各）が設けた構想懇談会（第一次）⁵⁾の提言に基づく専門学校側の自発的な意志によるものであった。

専門職高等教育質保証機構は、平成23年2月ビューティビジネス分野専門職大学院の分野別認証評価機関として設立され、その後専門学校側の要請に応じて専門学校の第三者評価にも取り組んでいる。

さらにこれら機関別評価機関とは別に専門学校の分野別第三者評価機関として、一般社団法人柔道整復教育評価機構が令和3年設立され第三者評価事業を開始している。この機構は、全国柔道整復学校協会を始めとして業界団体である日本柔道整復師会並びに国家試験を管轄する財団法人柔道整復研修試験財団の発起に寄り創設され、柔道整復接骨医学会の推薦なども含め柔道整復師養成に関わる主要団体が柔道整復教育評価機構の「教育の質の保証・向上」の趣旨に賛同して、設立されたものである。

・評価機関の信頼性に関わる要素

① 専門学校団体の意志

職業教育評価機構の例で見ると、都道府県の専門学校団体、この場合は東専各が各方面の識者を集めたプロジェクトにおいて、これからの専門学校に不可欠のものとして第三者評価事業の開始とそのための評価団体設立を提言、これを実現しその後も支援を続けている。これは300校を超える東専各会員校の承認のもとに進められたことであり会員校すべての意志でもある。東専各以外の他道府県の専各団体における今後の第三者評価取組のモデルともなるだろう。

② 行政の承認と支援

東専各の構想懇談会（第一次）の第三者評価機関設立提案は東京都の熱心な協力の下に進められたという経緯もあり、東京都は職業教育評価機構の都内

第三者評価受審校に対し受審費用（120万円）の半額補助を行っている。またその後、文部科学省の学校評価ガイドライン準拠の評価機関と認められた専門職高等教育質保証機構の都内専門学校受審校にも同様の補助が行われている。

同じく大阪府もガイドライン準拠の府内受審校に対して、第三者評価受審を含む「質保証に関する活動」の補助という枠内での支援を行っている。

こうした補助は受審校の負担軽減という意味に加え、専門学校の許認可権を持つ都道府県が認めたという意味での公式性による信頼の確保という意義も大きい。

③ 専門学校団体だけでなく業界等関連分野の諸団体の連携・協力の下で設立されること

これは柔道整復教育評価機構設立のケースである。柔道整復師養成の専門学校として唯一の学校協会、柔道整復師業界において中核的な団体、厚生労働省肝煎りの国家試験管轄団体、柔道整復分野の唯一の学会といったそれぞれ有力な関連団体の提唱により設立されたこと。またこれらの団体が柔道整復教育評価機構の賛助会員となることによる財務面を含む支援までであることから、当該分野における信頼性の確保レベルは高いと言える。

こうした第三者評価の自発的な活動による実績は、厚生労働省認可養成施設の第三者評価義務化を促すという面も持っているのである。このような柔道整復分野においての関連諸団体を糾合した分野別評価団体の立ち上げは、今後の分野別評価団体設立の具体的モデルとなるだろう。

④ 学校選択への利便性の提供

具体的には評価結果の公開とその結果としての入学者増加と就職における優位性の確保ということである。職業教育評価機構や柔道整復教育評価機構は、毎年度受審した学校とその受審結果（概要）を全国の高校に向けて郵送している。また個々の学校も受審結果をホームページ等で公開するだけでなく広報担当者等の高校訪問の際に説明するなどし、学校への信頼度向上のツールとして活用している。明確なデータはないが、入学者増に繋がっている事例もあるようだ。

また学生を採用する企業等に対して第三者評価受審結果を公表していくことは、求人開拓や個々の企

業との実習や教育課程編成を深めることに貢献することとなるだろう。

⑤ 評価機関間の連携と自主ルールの作成との関り

職業教育評価機構はここ数年の文部科学省の評価関連の受託事業において、その事業内容の一つとして評価機関間の連絡協議会事業を取り入れている。これは専門学校評価機関やこれから評価機関の設置を検討している団体によって構成される委員会事業である。

委員会ではそれぞれの団体の立場から第三者評価の在りかたについて意見交換をするとともに、第三者評価基準や評価機関の要件について可能な限りの共通点を見出していくことを目的としている。それら共通の合意点を基に、今後の評価基準や機関要件の専門学校側としての自主的な基本ルールとでもいうべきものの作成を目指しているのである。

また文部科学省の新たな学校評価ガイドラインにおいて、専門学校の評価機関の望ましい要件が示されるであろうことから、この要件と自主ルールが同方向を目指すものとなることが期待される。

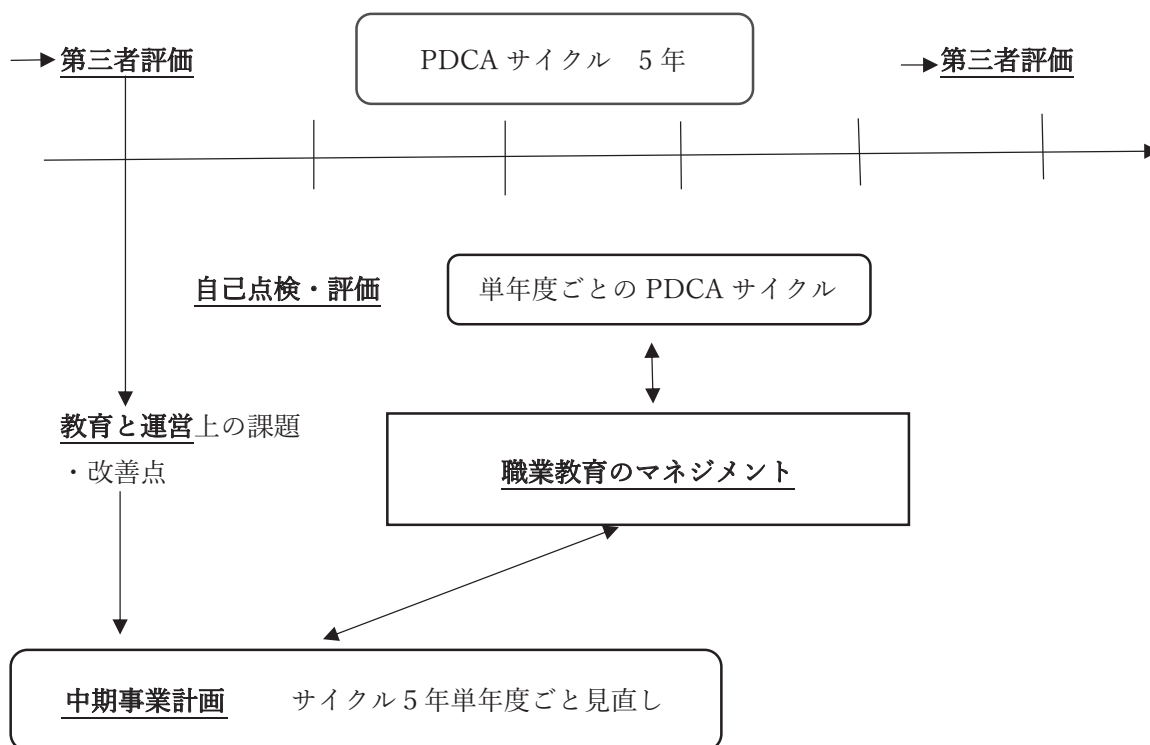
・職業教育のマネジメントと第三者評価の関係

最後に職業教育のマネジメントと第三者評価の関係について指摘しておきたい。すなわち、職業教育のマネジメントにおける「中期事業計画（5年）と単年度事業計画のPDCAサイクル」に対し、「第三者評価（5年に一度）と自己点検評価（毎年）のPDCAサイクル」が同期を取っていくことの重要性についてである（次頁図参照）。

学校規模に関わらず職業教育のマネジメントにおいて中期事業計画の策定と実施は、真に学校の発展を考えるならば欠かせない。そもそも学校理念、目的実現とそのための事業戦略ということからしても、中期のしっかりした計画なしには実現できない。

そしてその計画の実現こそ高い学修成果を実現するものである以上、中期事業計画と第三者評価を、また単年度事業計画と自己点検評価を一体となっていくことは効率的である。中期事業計画に基づく職業教育のマネジメントの状況を第三者評価と自己点検評価がチェックしていくこと、これが両者の望ましい関係なのである。

職業教育のマネジメントと学校評価の関係



2. まとめ 質保証の新しいかたち

専門学校のみならず日本の職業教育全体にとって、職業教育体系構築とそこから可能となるNQF(国家学位資格枠組み)による国際通用性の確立が、職業教育へのそして職業教育の主役である専門学校への信頼獲得の大前提となる。この課題への取り組みは、全専各連の最重要事業方針でもあるのだが、この稿では扱わなかった。これらの成立には今少し時間がかかることもあるし、より広範な研究と議論そして政策的検討が必要であるからである。

今回は、職業実践専門課程を持つ専門学校に求められる質保証のかたちについて、専門学校が今まさに能動的に取り組める課題としてその観点を整理し、意義を述べてきた。

その観点は、実績、アイデンティティ、職業教育のマネジメント、第三者評価であった。振り返ってみると、以下のようなことだ。

(1) 実績

まずは高い学修成果を出すことができること。就職率(入学者就職率、卒業者就職率、求職者就職

率)、資格合格率(入学者合格率、卒業者合格率、受験者合格率)、卒業生の初期キャリア状況、定着率。地元企業への貢献。在学中の教育の満足度等。

(2) アイデンティティ

職業実践専門課程であること。より高度な教育を目指し実施していること。社会人の学び直しへの対応を学校のミッションとし取り組んでいること。実践的な職業教育として企業等における実習に質量ともに十分に取り組んでいること等を通じて職業教育機関としてのアイデンティティの具現者であること。

(3) 職業教育のマネジメント

職業実践専門課程の認定要件をはじめ、学校運営・経営も含め明確な目標設定とその実現のための中期事業計画を策定し、実施体制を確立するなど、職業教育のマネジメントにより高い学修成果を継続的に得ることができる体制であること。

(4) 第三者評価

上記(1)から(3)について、自己点検評価と第三者評価の受審を通じてPDCAサイクルを確認し評価結果を広く社会に公開していること。その際、第三者評価体制の確立は専門学校自身による自発的・自律的なものとして確立すべきものであること。

以上のことからして「職業教育のマネジメントから学校評価までをしっかりと行うことによって、高い実績の獲得とアイデンティティの更なる確立に努めること」が、すなわちこれからの「専門学校に求められる質保証のかたち」ということができよう。

やや乱暴な捉え方ではあるが、大学が認証評価→内部質保証→教学マネジメントへと、認証評価の一部形骸化への対処から質保証・向上への取組の主体性を重視していく動きとは逆に、専門学校はまずは職業教育のマネジメント→自律的な第三者評価へと自らの意志で制度整備へと進むことを大切と考えたい。

今回は、専門学校教育の質保証について考えるべき基本的な観点を4つに整理し、それぞれの意義と相互の関係を書いてみた。今後の専門学校における

質保証の議論の展開に役立つのであればありがたいことと思いつつこの稿を終えることにする。

参考文献

- 1) 文部科学省専修学校振興室調べ「専門学校・大学卒業生における地元就職の状況」2023年3月
- 2) ベネッセ教育総合研究所「専門学校での学びと社会への移行に関する振り返り調査」2016年8月
- 3) 2021年度文部科学省「学校基本調査」
- 4) 吉本圭一 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会「専修学校（第二次）構想懇談会専門学校検討部会報告書」第3章「専門課程と学位・称号の可視化」2023年3月
- 5) 東京都専修学校各種学校協会専修学校構想懇談会（第一次）報告書『専門学校の新たな取り組み』2003年3月

受付日：2024年11月10日